

神高空支掲示第2号

関税法（昭和29年法律第61号）第24条第1項の規定に基づき、高松空港において本邦と外国との間を往来する航空機と陸地との間の交通又は貨物の積卸を行う場合に経なければならぬ場所を別紙のとおり指定し、令和7年10月16日から施行することとしたので、同法施行令（昭和29年政令第150号）第22条第1項の規定に基づき公告する。なお、令和6年6月1日付神高空支掲示第2号については廃止する。

令和7年10月9日

高松空港税関支署長 西田 良久

別紙 高松空港において本邦と外国との間を往来する航空機と陸地との間の交通又は貨物の積卸を行う場合に経なければならぬ場所

高松空港において本邦と外国との間を往来する航空機と陸地との間の交通又は貨物の積卸を行う場合に経なければならない場所

第1 本邦と外国との間を往来する航空機と陸地との間の交通を行う場合に経なければならない場所は、次に掲げる場所とする。

1 (出国する旅客及び乗組員)

- (1) 税関出国旅具検査場から 5 番旅客搭乗橋を経て 5 番スポットに至る通路。
- (2) 税関出国旅具検査場から 6 番旅客搭乗橋を経て 6 番スポットに至る通路。
- (3) 税関出国旅具検査場から 7 番旅客搭乗橋を経て 7 番スポットに至る通路。

2 (入国する旅客及び乗組員)

- (1) 5 番スポットから 5 番旅客搭乗橋を経て税関入国旅具検査場に至る通路。
- (2) 6 番スポットから 6 番旅客搭乗橋を経て税関入国旅具検査場に至る通路。
- (3) 7 番スポットから 7 番旅客搭乗橋を経て税関入国旅具検査場に至る通路。

3 (車椅子を必要とする入国旅客及びその同伴家族並びに同行する航空会社職員)

車椅子を必要とする入国旅客及びその同伴家族並びに同行する航空会社職員の交通に際し、税関入国旅具検査場内階段に設置された車椅子用昇降機が使用できない場合については、以下の経路とする。

- (1) 5 番スポットから 5 番旅客搭乗橋を経て入国階段室に至る通路。
- (2) 6 番スポットから 6 番旅客搭乗橋を経て入国階段室に至る通路。
- (3) 7 番スポットから 7 番旅客搭乗橋を経て入国階段室に至る通路。

4 (本邦と外国との間を往来する航空機に関連する業務に従事する者)

前掲 1 及び 2 の通路並びに税関入国旅具検査場ロビー側出入口を利用し、同旅具検査場の高松空港制限区域側出入口を経て 5 番、6 番又は 7 番スポットに至る通路。

5 (本邦と外国との間を往来する航空機と陸地との間の貨物の積卸業務に従事する者)

高松空港貨物ビルの高松空港制限区域側出入口を経て 5 番、6 番又は 7 番スポットに至る通路

6 (機用品の燃料積込業務に従事する者)

給油施設の高松空港制限区域側出入口を経て 5 番、6 番及び 7 番スポットに

至る通路。

- 7 (本邦と外国との間を往来する航空機の清掃業務に従事する者)  
高松空港ビル東端通路の高松空港制限区域側出入口を経て 5 番、6 番又は 7 番スポットに至る通路。

第 2 本邦と外国との間を往来する航空機と陸地との間の貨物の積卸を行う場合に経なければならない場所は、次に掲げる場所とする。

5 番、6 番及び 7 番スポット